

## 桂川町農業委員会 第3回 総会

- 1 開催日時 平成30年6月6日(水) 午後1時30分～午後2時50分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 12名

正議長	藤春郁夫	5	山邊俊明	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	古野隆雄	11	中嶋團次
1	都田光義	7	野村邦博	12	平塚重義
2	竹本貞男	8	林英明	13	久保正澄
3	神崎宏昭	9	高嶋征敏	14	大塚清文
4	金田義幸	10	原中 壽		

- 4 欠席委員 0名

### 5 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

- (1) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (2) 議案第10号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第11号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (4) 議案第12号 市民農園開設の認定について
- (5) その他

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 博  
係長 藤木 秀臣  
書記 堀之内 友寛

## 7 会議の概要

- 事務局      ご起立お願いします。  
                 只今より桂川農業委員会第3回総会を開催させていただきます。姿勢を正してください、礼。御着席ください。  
                 以降、議事進行に関しましては会議規則によりまして、会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。
- (会長あいさつ)  
                 (現地確認へ)
- 議長          只今より平成30年度第3回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中12名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
- 会 場          (異議なしの声)
- 議長          それでは議事録署名委員を1番都田光義委員、10番原中壽委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたします。  
                 議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の神崎委員より説明をお願いします。
- 神崎委員      ご報告いたします。今回の申請地につきましては、5月28日に農業委員会事務局の藤木係長及び堀之内書記の立会のもと、確認いたしました。申請者の三開発株式会社さんが、駐車場及び資材置場として利用することによって農地の転用許可申請が提出されています。事前に地元の水利関係者との協議も行われ、同意も取られておりますので、特に問題ないかと思えます。みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長          ありがとうございます。続きまして事務局より説明をお願いします。
- 事務局          **【議案書に基づき説明】**
- 議長          ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

野村委員 ちよつとよろしいですか。79-4と80-3、80-4が。

事務局 今回申請地ではありませんが、一緒に利用するという事で計画を。

議長 これは、三開発の土地じゃないの。

事務局 そうですね。今回の申請地ではないんですけど、計画としては一緒に計画されています。

議長 どういった意味ですか。

事務局 一体的に利用するという事で、現況平面図と計画平面図に合わせて記載している次第です。

議長 何か質問はありますか。

竹本委員 79-4のちよつと上の三角の所があるじゃないですか。これは。

議長 今、三開発の土地になっています。

事務局 こちらも79-4の一部ということで。

竹本委員 その上の番号を書いていない所も。

事務局 はい。

竹本委員 どうせだったらまっすぐ使えば利用価値もあるのになと思って。上だけあけるのかなと思って。

事務局 今回の申請地の地上げの際に、こちらも地上げするようになっています。

議長 それでは採決いたします。議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請は原

案のとおり決定しました。

続きまして、議案第10号、桂川町農用地利用集積計画についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

**【議案書に基づき説明】**

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件

平成30年6月7日から平成33年6月6日 3年 賃貸借権  
通年 田 水稻 5,713㎡ 8筆 貸手4 借手4

平成30年6月7日から平成35年6月6日 5年 賃貸借権  
通年 田 水稻 6,183㎡ 3筆 貸手1 借手1

平成30年6月7日から平成35年6月6日 5年 使用貸借  
通年 田 水稻 2,612㎡ 1筆 貸手1 借手1

平成30年6月7日から平成36年6月6日 6年 賃貸借権  
通年 田 水稻 1,746㎡ 2筆 貸手2 借手2

平成30年6月7日から平成40年6月6日 10年 賃貸借権  
通年 田 水稻 6,475㎡ 9筆 貸手5 借手3

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号、桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成ですので議案第10号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第11号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転について議案に供します。これは金田委員の案件ですから、一時退席をお願いします。

(金田委員 退席)

事務局より説明をお願いします。

事務局

**【議案書に基づき説明】**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

野村委員 ○○さんの分ですけれども、所有権の移転時期はさかのぼって4月27日になるんですか。農業委員会の議決を受けた後になるんですか。

事務局 時期が4月27日になってるからという事ですよ。

野村委員 そうです。

事務局 こちらにつきましては、一旦この契約をした時期が4月27日にはなりますけれども、その後、登記簿上ちょっと問題がございましたので、再度書類の準備等に時間を要しまして、この時期になったところです。所有権の移転時期につきましては、今回の議決を受けまして推進機構に所有権の移転を同時に行うという事にはなります。

野村委員 4月27日じゃないということですね。

事務局 そうです。議案書の誤りです。6月25日でございます。

議長 今の所有権の移転時期は、30年の4月27日になっておりますけれども、30年の6月25日ということで訂正をお願いします。

それでは採決いたします。議案第11号、桂川町農用地集積計画所有権移転について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定しました。

(金田委員 着席)

議長 続きまして、議案第12号、市民農園開設の認定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

開設までのスケジュールですが、今年3月の末日に町から当委員会に市

民農園の区域指定の申請がございました。その申請によりまして、4月の総会におきまして区域指定の決定を受けております。それから県に進達を行いまして、5月11日付で県から区域指定を受けまして、同日付で区域指定の公表というのを行っております。

それから市民農園の開設の認定につきましては、今度は町からの申請を受けておりまして、本日この議題において上程をしているところでございます。今後の予定としましては、本日の総会で承認を賜りまして、再度、県に進達を行うこととしております。今度は県から開設認定の同意がきまして、農園整備、ワイヤーメッシュ等の整備を行いまして、7月23日に開設予定という流れでございます。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入りたいと思います。質問、ご意見はございますか。

神崎委員 市民農園ということで子供達の体験農園と別に、市民が使える農園と別にあるんですか。それとも併用ですか。

事務局 もともところらの計画といいますのは、ゆのうら体験の杜セカンドスクール、体験農園ができる施設として建設をしております。そこの付随する施設として農業体験も一緒に行ってもらおうということで、利用の目的はセカンドスクールという事で。その他イベントですとか、新規就農者の準備農園としてまずは使っていただくことで一応検討しております。まず農地を借りるにあたりましては市民農園法ということで、他にもいくつか法律があるんですが、今の状況等を鑑みまして法律に基づいて農地を借受するのが一番適当であるということで、この法律を活用しまして農業委員会の審議、又県の認定を受けまして開設という運びと考えております。

神崎委員 募集方法が書いてあるんですよね。第3条第4項に、利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであると書いてあるんですけど。

事務局 こちらについてはイベントですとか、例えば芋ほり体験ですとかそういった取組には広報とかチラシ等で周知を行いますという事で考えております。

神崎委員 わかりました。

議長 よろしいですか。

平塚推進委員      もしこれで収益ができるような農作物ができた場合は、その利用者だけで配分するんですか。それかいいバイ桂川で販売するんですか。

議 長              利用者というのはどういった。

平塚推進委員      体験農園実施するでしょう。さつま芋ならさつま芋で。その人たちが持って帰るんですか。

事 務 局            それは特に今のところ売のような予定はしておりませんが、学校の生徒さんたちが利用しない時期ですとか、野菜等があった場合はそちらにつきましては、いいバイ桂川を含めた所で販売か、学校給食に提供したりですとかそういったところも含めて、そのまま腐らせるのはもったいないので、したいと思っています。

議 長              それでよろしいですか。

平塚推進委員      はい。利益が目的じゃないということですね。

事 務 局            はい。

議 長              横に出来ている施設は完成しておりますので。  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第12号、市民農園開設の認定について、賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員            (挙手)

議 長              ありがとうございます。全員賛成ですので議案第12号、市民農園開設の認定については原案のとおり決定しました。  
続きましてその他事項について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局            その他事項  
・非農用地証明願について  
・農業委員会会長大会の報告  
・良質米生産支援について  
・一泊研修について

議 長              次回の農業委員会は7月10日火曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第3回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_